

京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、府が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、府が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価した上で実施する電力調達契約をいう。

(対象組織等)

第3条 本方針は、府のすべての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・リスポンスの取組及び地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

(入札参加資格)

第5条 本方針における入札参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版）に示された望ましい方法に準じて電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。ただし、新たに電力の供給を開始した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、供給開始日から1年間に限って開示予定時期（供給開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「京都府環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した環境評価項目の評点の合計が70点以上であること。

(評価)

第6条 本府が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第5条に定める入札参加資格の要件の適合状況について、別記様式「京都府環境に配

慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、毎年度、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、小売電気事業者から提出された様式の内容を確認し、小売電気事業者の入札参加資格の評価点を判定する。

3 知事は、判定の結果について、各部局等の長及び各小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、各小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、脱炭素社会推進課において行う。

附 則

この方針は、平成31年3月29日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年3月31日から施行する。

この方針は、令和4年5月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月5日から施行する。

この方針は、令和6年4月10日から施行する。

この方針は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

京都府環境に配慮した電力調達契約評価基準

| 環境評価項目 | 区分 | 配点 |
|---|------------------|----|
| (1) 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) (※1) | 0.375未満 | 70 |
| | 0.375以上 0.400未満 | 65 |
| | 0.400以上 0.425未満 | 60 |
| | 0.425以上 0.450未満 | 55 |
| | 0.450以上 0.475未満 | 50 |
| | 0.475以上 0.500未満 | 45 |
| | 0.500以上 0.520未満 | 40 |
| | 0.520以上 | 0 |
| (2) 未利用エネルギーの活用状況 (※2) | 0.675%以上 | 10 |
| | 0%超 0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| (3) 再生可能エネルギーの導入状況 (※3) | 15.00%以上 | 20 |
| | 8.00%以上 15.00%未満 | 15 |
| | 3.00%以上 8.00%未満 | 10 |
| | 0%超 3.00%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| (4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 (※4) | 取り組んでいる | 5 |
| | 取り組んでいない | 0 |

※1 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数は、調整後排出係数を用いることとし、国が公表した直近の小売電気事業者ごとの排出係数又は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき小売電気事業者が算定した最新の排出係数とする。

※2 (1) 未利用エネルギー活用状況とは、直近年度の未利用エネルギー (※2 (3)) による発電電力量（送電端）(kWh)を直近年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値をいう。

(算定式) 直近年度の未利用エネルギーの活用状況 (%) = ① ÷ ② × 100

① 直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端(kWh))

② 直近年度の供給電力量(需要端(kWh))

※2 (2) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の数値を用いること）と当該発電機の効率から未利用エネ

ルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2 (3) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

※2 (4) 直近年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※2 (5) 直近年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 (1) 再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるものとする。

(算定式) 直近年度の再生可能エネルギーの活用状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量（送電端 (kWh)）

② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量 (kWh)

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付 非FIT 非化石証書の量 (kWh)

⑥ 直近年度の供給電力量（需要端 (kWh)）

※3 (2) 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第2条第4項に定められた再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（出力30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

※3 (3) 直近年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)は直近年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 (4) 直近年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 省エネに係る情報提供、簡易的DR（ディマンド・レスポンス）の取組及び地域における再エネの創出・利用の取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。

（具体的な評価内容）

① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること

（例：需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うことなど）

② 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること

(例：電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行うことなど)

③ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること

④ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

別記様式（第6条関係）

京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

年 月 日

京都府知事 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針第6条の規定により、以下のとおり報告します。

| | | | |
|------------------------------|--|------|-----|
| 商号又は名称 | | | |
| 代表者の職・氏名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 問い合わせ先（部署） | | | |
| 担当者名 | | 電話番号 | — — |
| 電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録番号 | | | |

1 電源構成の情報開示方法

| 開示方法 | 提出資料 |
|-------------------------------|--------------|
| ① ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ） | 開示方法が確認できる資料 |

2 電気供給状況

| 環境評価項目 | 数値等 | 得点 | 提出資料 |
|---|--------------------------|----|-----------|
| (1) 年度の二酸化炭素排出係数 | kg-CO ₂ /kWh | | |
| (2) 年度の未利用エネルギーの活用状況 | % | | 算出根拠となる資料 |
| (3) 年度の再生可能エネルギーの導入状況 | % | | 算出根拠となる資料 |
| (4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組 | 取り組んでいる ・ 取り組んでいない | | 取組が分かる資料 |
| 合計得点 | | | 点 |